

別紙1

設計・開発業務委託仕様書

1 調達件名

福岡県動物の感染症情報等データベース化システムの整備に係る設計・開発業務

2 調達の背景

本県は、各種動物の感染症の動向を一元的に把握し、その予防に役立てる「動物保健衛生所」を全国に先駆けて設立する。

動物保健衛生所は、環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例第 14 条に基づき、愛玩動物、展示動物及び野生動物の感染症の保有状況、発生動向等の継続的かつ総合的な調査及び監視に取り組むこととしている。

しかしながら、この重要な役割を果たす上で、以下の課題への対応が不可欠となっている。

1. 複雑な検体管理と検査進捗の把握困難:

動物保健衛生所では、毎日多数の動物検体を収集し、感染症や検査方法別に分注する。その後、一定量の検体が集まってから様々な検査を順次実施していくため、検査の進捗状況の把握が困難という課題がある。

2. 共同研究等におけるデータの信頼性の確保:

動物保健衛生所が収集した大量の検体及びデータは、将来的に保健環境研究所や獣医系大学等との共同研究等で使用されることが想定されている。そのため、正確にデータを記録・長期間(50 年程度)保管し、検体と確実に紐づける信頼性の高いシステムが不可欠である。

また、動物の保健衛生の一元化のため、家畜保健衛生所の家畜に関する情報のデータベース化も必要である。

3. 情報発信の正確性確保:

感染症検査では、一つの個体から複数の結果(例:検体 A 陽性、検体 B 陰性)が得られることがある。動物の感染症発生動向等を発信する上で、これらの複雑な判定・集計を手動で行うことはヒューマンエラーのリスクが高く、正確性を期すためにシステム化が必須である。

3 調達の目的

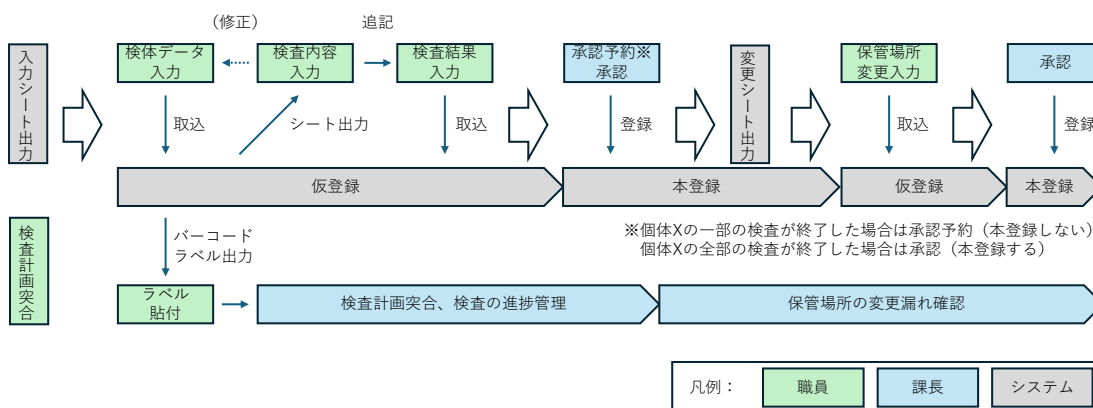
前述の課題を解決し、動物保健衛生所がその目的を最大限に達成するため、動物の感染症情報、病原体情報及び検体情報(以下「感染症情報等」という。)を一元的に管理し、効率的かつ正確に運用できるデータベース化システムを整備することを目的とする。

4 業務及びシステムの概要

本システムを使用した主な業務は以下のとおり。

- ・ データ登録業務、バーコードラベル出力、検査の進捗管理(以下の図のとおり)
- ・ 保健環境研究所や獣医系大学等へ検体を提供・譲渡するためのデータベース検索、動物の感染症情報等を発信するための一覧表の出力

図1-1 データ登録の流れ(想定)

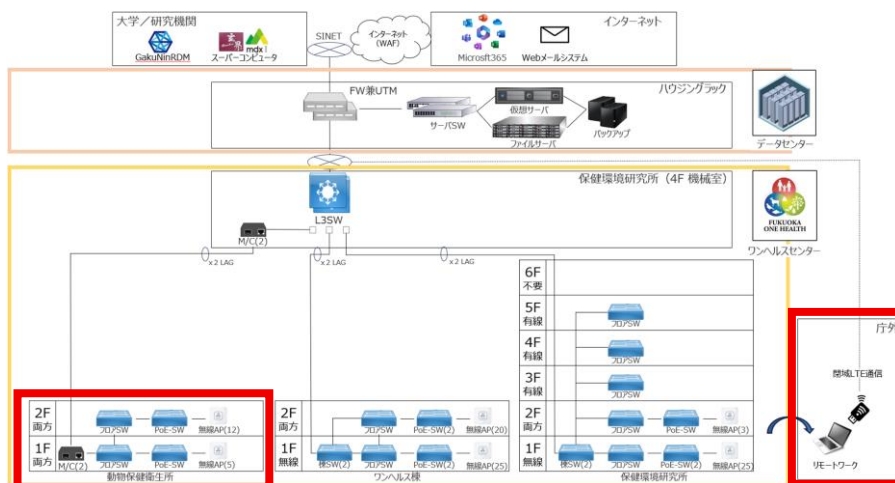


本システムは、PC、データベース化システム、バーコードラベルデザインシステム、バーコードラベルプリンター及びバーコードスキャナーで構成される。

本システムは、ワンヘルスセンターネットワークシステムのデータセンターの仮想基盤サーバに設置し、動物保健衛生所及び各家畜保健衛生所(3カ所)に入力端末を設置する。(契約外)

ワンヘルスセンターネットワークシステム(仮称)構成イメージ及び仮想基盤サーバに準備される仮想マシンの仕様は以下のとおりである。

図1-2 ワンヘルスセンターネットワークシステム(仮称)構成イメージ



※家畜保健衛生所はリモートワーク端末から本システムにアクセスする。

表1-1 仮想マシン仕様

項目	リソース等
OS	WindowsServer2025
仮想 CPU	4 コア
メモリ容量	16GB
ストレージ容量	1TB

5 契約期間及び想定作業スケジュール

契約期間	: 契約締結日から令和9年3月末まで
設計・開発	: 契約締結日から令和8年12月末まで
県によるPCの調達(契約外)	: 令和8年11月頃
職員向け説明会	: 令和9年1月頃
プレテスト、職員による入力作業	: 令和9年1月から3月末まで
本稼働	: 令和9年3月末から

6 調達の方式、実施時期

- ・ 調達の方式:
 - 一般競争入札(最低価格落札方式)
- ・ 実施時期:
 - 入札公告日: 令和8年6月8日(月)
 - 入札参加申請書提出期限: 令和8年6月22日(月)午前11時00分まで
 - 仕様等に係る質問書提出期限: 令和8年6月23日(火)午前11時00分まで
 - 入札書提出期限: 令和8年7月6日(月)午前11時00分まで
 - 入札保証金納付期限: 令和8年7月6日(月)午前11時00分まで
 - 開札日: 令和8年7月7日(火)午前10時00分

7 作業の内容

(設計・開発実施計画書等の作成)

- ・ 受注者は、県の指示に基づき、設計・開発実施計画書(業務日程、工程、業務実施方針、業務組織体制(管理技術者等)及び連絡体制(緊急時を含む。))を記載した計画書をいう。)の案を作成し、県の承認を受けること。
- ・ 業務全体に係る打合せは、業務着手から成果品納品まで月1回程度行うこととし、受注者は、県の指示に基づき資料等を提出すること。

(設計)

- ・ 受注者は、「別紙1 要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計

及び詳細設計を行い、成果物について県の承認を受けること。

- ・ システムの長期運用を見据え、技術的な陳腐化リスクの低いオープンスタンダードな技術の採用を優先すること。また、将来的なシステム刷新や機能追加を容易にするため、高い保守性と拡張性を持つ設計を必須とすること。
- ・ 受注者は、運用作業及び保守作業の調達に係る要件定義書を作成し、県の確認を受けること。なお、運用作業及び保守作業には、データベース項目の追加及びこれに付随する作業を含むこと。

(開発・テスト)

- ・ 受注者は、開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール順守や成果物の確認方法(例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査等)を定め、県の確認を受けること。
- ・ データベースのデータスキーマは、長期的なデータ保全と移行を考慮した汎用性の高い設計とする。
- ・ 受注者は、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、県の承認を受けること。
- ・ 受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、本システムの開発、テストを行うこと。
- ・ 受注者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を県に報告すること。

(受入テストの支援)

- ・ 受注者は、県が受入テストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。

8 成果物範囲等

(設計・開発に関する成果物)

- ・ 設計・開発実施計画書
- ・ 設計書(基本設計書、詳細設計書、プログラム一覧等)
- ・ ソースコード一式(※パッケージソフトの場合は不要)
- ・ 実行プログラム一式
- ・ テスト計画書
- ・ 結合テスト結果報告書
- ・ 操作手順書
- ・ 研修用資料
- ・ 運用計画(案)
- ・ 保守作業計画(案)
- ・ 要件定義書の改定案

(ソフトウェア製品の賃貸借又は買取りに関する成果物)

※バーコードラベルデザインシステム 3 台を想定

- ・ 納入ソフトウェア製品一式
 - ・ ソフトウェア構成表
 - ・ ライセンス関係資料(ライセンス証書、ライセンス種別、ライセンス数、ライセンス料等)
 - ・ 設定作業報告書
- (ハードウェア製品の買取りに関する成果物)
- ・ 納入機器一式(想定)
 - バーコードラベルプリンター 3台
 - バーコードスキャナー 3台
 - ・ 設定作業報告書

9 提出場所

- ・ 設計・開発実施計画書等の書類:福岡県農林水産部畜産課(福岡市博多区東公園7-7)
- ・ 実行プログラム及びソフトウェア製品一式:データセンター又は県が指定する場所
- ・ ハードウェア製品一式:中央家畜保健衛生所(福岡市東区箱崎ふ頭4-14-5)、北部家畜保健衛生所(嘉麻市漆生587-8)、両筑家畜保健衛生所(久留米市合川町1642-1)

10 要件定義書

上記「7 作業の内容」の実施にあたっては、「別紙1 要件定義書」の各要件を満たすこと。

11 機密情報に関する機密保持

- ・ 受託者は、業務上知り得た情報を、委託した業務以外の目的で利用せず、第三者に開示しないこと。
- ・ 受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、受託者は県に直ちに報告し、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ・ 受託者は、業務の履行中に受け取った情報を適切に管理し、業務終了後は返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

12 知的財産権の帰属

- ・ 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て県に帰属するものとする。
- ・ 県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三

者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

- ・ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に県の承認を得ることとし、県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ・ 受託者は県に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。受託者は、業務の履行中に受け取った情報を適切に管理し、業務終了後は返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。